

大船渡市教育大綱（案）の概要

1 策定の趣旨

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、市長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

令和 3 年 3 月に策定した当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である大船渡市教育大綱に基づき、教育施策を推進してきましたが、令和 7 年度で当該期間が終了することから、国の教育振興基本計画及び県の教育施策の方向性、当市の最上位計画である大船渡市総合計画との整合を図りつつ、社会情勢の変化や当市を取り巻く課題に対応した新たな教育大綱を策定します。

この大綱の下、市長部局と教育委員会がより一層の連携を深め、市民、家庭、学校、地域、関係機関が協働しながら、本市の未来を支える人づくりに取り組んでまいります。

2 基本理念

郷土への誇りを礎に 心豊かで未来を主体的に切り拓く人づくり

3 施策の基本的な考え方

新たな未来の担い手である子どもたちが、郷土大船渡への愛着と誇りを土台に、広い視野と高い志を持ち、変化の激しい社会の中にあっても、自ら考え、他者と協働しながら社会を支える存在へと成長することを目指します。

また、全ての市民が、生涯にわたる学びを通じて自己実現を図り、幸せや生きがいを見だし、この地域で安心して暮らし続けることができるよう、学びの機会と環境の充実を図ります。

これらを実現するため、学校教育、生涯学習、地域の歴史・文化の継承を柱として、豊かな心を育む教育を推進していきます。

4 重点的な取組

（学校教育）子ども一人一人の可能性を伸ばし 未来を切り拓く力を育みます

（生涯学習）生涯にわたり学び続け 心豊かに生きる市民を支えます

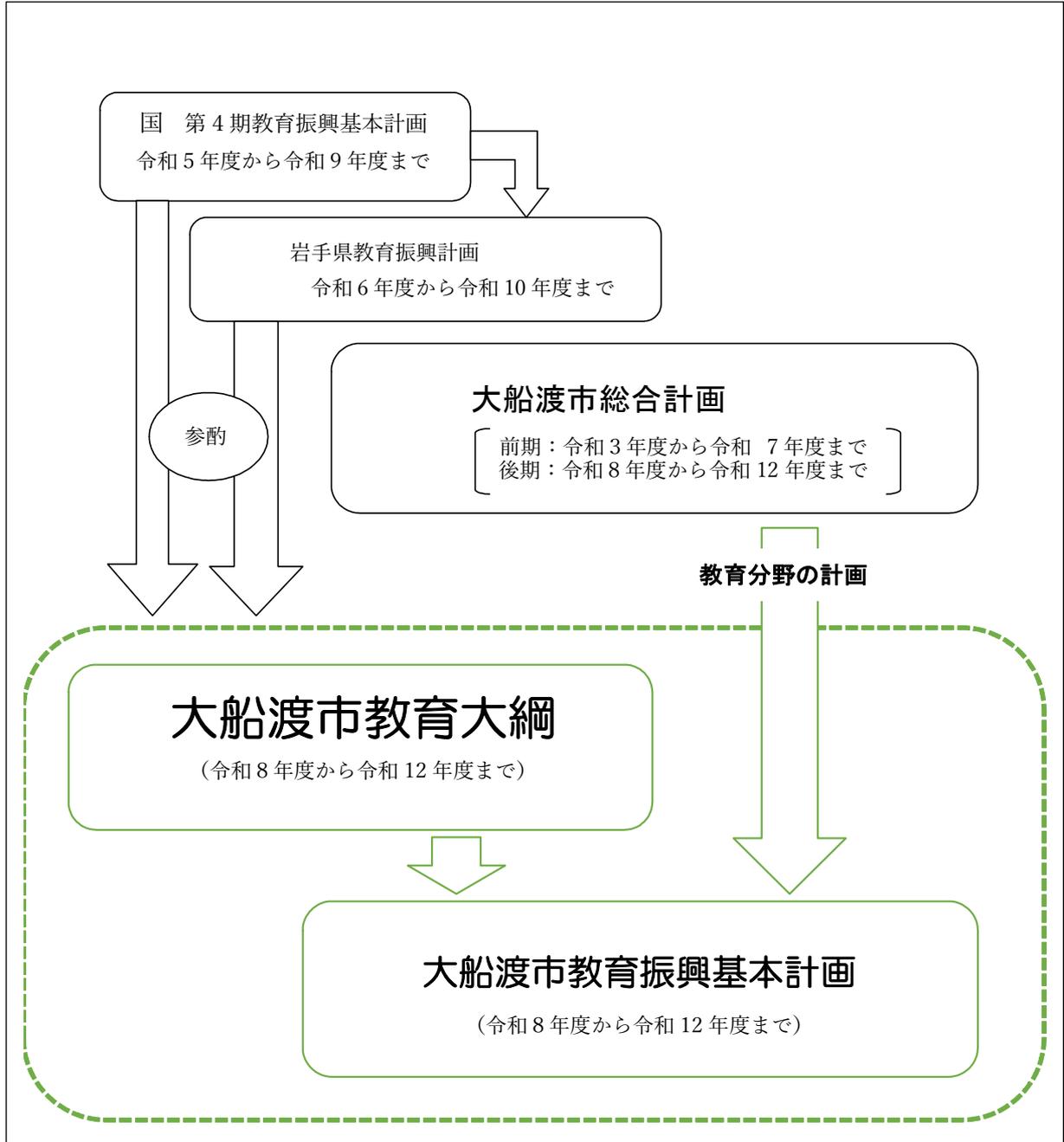
（地域の歴史・文化資源の継承）

郷土の歴史と文化を次世代へ継承し 地域に根ざした人材を育てます

5 期間

令和 8 年度から令和 12 年度まで

【関係図】



大船渡市教育大綱（案）

大船渡市長 瀧 上 清

〇はじめに

本市は、東日本大震災という未曾有の災害からの復興を市民一丸となって成し遂げ、その過程で培われた人と人とのつながり、郷土への誇り、そして、未来への希望を礎に、協働のまちづくりを進めてきました。

また、令和 7 年に発生した大規模林野火災への対応の経験は、命の大切さや地域で支え合う力の重要性を、改めて私たちに問いかけるものとなりました。こうした経験や教訓を次世代へ継承していかなければなりません。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行、情報化・デジタル化の急速な進展、グローバル化の深化、さらには気候変動に伴う自然災害の多発など本市の教育を取り巻く社会環境は大きく、かつ急速に変化しています。

このような時代において、市民一人一人が生涯にわたり学び続け、互いを尊重し、支え合いながら、地域の持続的な発展を担っていくためには、教育が果たす役割はこれまで以上に重要です。

特に、未来を担う子どもたちが、郷土大船渡への愛着と誇りをもち、変化の激しい社会の中でも自ら考え、判断し行動できる力を身に付けることが求められています。

このことから、本市の将来都市像「ともに創る やすらぎに包まれ 活気あふれる 三陸の賑わい拠点 大船渡」の実現に向け、本市における教育の総合的な方針として「大船渡市教育大綱」を策定しました。

この大綱のもと、市長部局と教育委員会がより一層の連携を深め、市民、家庭、学校、地域、関係機関が協働しながら、本市の未来を支える人づくりに取り組んでまいります。

○ 基本理念

「郷土への誇りを礎に 心豊かで未来を主体的に切り拓く人づくり」

○ 施策の基本的な考え方

新たな未来の担い手である子どもたちが、郷土大船渡への愛着と誇りを土台に、広い視野と高い志を持ち、変化の激しい社会の中にあっても、自ら考え、他者と協働しながら社会を支える存在へと成長することを目指します。

また、全ての市民が、生涯にわたる学びを通じて自己実現を図り、幸せや生きがいを見だし、この地域で安心して暮らし続けることができるよう、学びの機会と環境の充実を図ります。

これらを実現するため、学校教育、生涯学習、地域の歴史・文化の継承を柱として、豊かな心を育む教育を推進していきます。

○重点的な取組

(学校教育)

1 子ども一人一人の可能性を伸ばし 未来を切り拓く力を育みます

急速に変化する社会の中で、子どもたちが自らの人生を主体的に切り拓いていくためには、「知・徳・体」の調和のとれた育成が不可欠です。本市では、学習指導要領に基づいた確かな学力の定着を図るとともに、ICTの効果的な活用による個別最適な学びと協働的な学びの充実を進めます。

また、道徳教育、キャリア教育、体験的な学習活動を通じて、自己肯定感や他者を思いやる心、地域社会への参画意識を育みます。

いじめや不登校への対応、心のケア、安全・安心な教育環境の確保に引き続き取り組み、全ての子どもが安心して学べる学校づくりを進めます。

さらに、学校、家庭、地域が連携し、地域の特色を生かした教育活動を展開することで、地域全体で子どもたちを育てる体制を強化します。

(生涯学習)

2 生涯にわたり学び続け 心豊かに生きる市民を支えます

人生100年時代を見据え、市民一人一人が年齢や立場にかかわらず、学びを通じて自己実現や生きがいを見いだせる環境づくりを進めます。

市立公民館、市立図書館、市立博物館などの社会教育施設を拠点として、多様な学習ニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、学びの成果が地域活動やまちづくりに生かされる好循環を創出します。

また、学び直しや新たな挑戦を支援し、市民が主体的に社会参画できるよう、生涯学習情報の発信や学習環境の整備を進め、誰もが学びに触れられる体制を構築します。

(地域の歴史・文化資源の継承)

3 郷土の歴史と文化を次世代へ継承し 地域に根ざした人材を育てます

本市が有する貴重な文化財や民俗芸能、自然・歴史資源は、市民共有の財産であり、次世代へ確実に継承していく責務があります。

文化財の保存と活用を一体的に進め、市民が身近に触れ、学ぶことができる機会を充実させることで、郷土への誇りと愛着を育みます。

また、東日本大震災や大規模林野火災の教訓を風化させることなく、防災教育や復興教育を通じて、命を守る力と共助の精神を次世代に伝えていきます。

これらの取組を通じて、地域社会に貢献し、国内外で活躍できる創造的な人材の育成を目指します。

○ 計画期間

令和8年度から令和12年度までとします。